

中津市介護保険 住宅改修マニュアル (平成30年度版)

※後日修正等が有り得ます

1. 対象者の要件

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けており、自宅（介護保険被保険者証に記載されている住所）で生活している中津市の被保険者（利用者）。ただし、高齢者向け施設等の入所者または入居者を除く。

2. 住宅改修の種類

各参考事例はあくまで一般的な事例であり、給付対象の可否について曖昧なケースは、利用者の身体状況等により個別に判断する場合があるため、事前に市担当者へ相談すること。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

付帯工事として、手すりの取付けのための壁の下地補強も対象とする。

【給付対象外となるもの】

- ・床に据え置いて使用するもので、取付け工事を伴わないもの（福祉用具）。
- ・固定されていない家具に取り付けるもの（床や壁と共に家具にも固定する場合は除く）。

【中津市の審査基準】

出入口（玄関や勝手口等）・トイレに手すりを取り付ける場合、原則としていずれか一箇所のみを対象とする。二箇所以上に手すりを取り付ける必要がある場合は、それぞれの用途を理由書に明記すること（外出の際に玄関を、ゴミ出し・洗濯物干しの際に勝手口を利用する等）。

階段や二階部分に手すりを取り付ける場合、利用者の居室の場所や二階を利用する頻度、必要性等を理由書に明記すること。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するもの。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープ等の傾斜路を設置する工事、浴室洗い場のかさ上げ工事、深い浴槽を浅い浴槽に取替える工事、踏み台設置等が想定される。

付帯工事として、浴室床の段差解消（かさ上げ）に伴う給排水工事（既存の配管へつなぐ工事等）、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置も対象とする。ただし、転落防止柵設置や立ち上がり形成だけの工事は対象外とする。

【給付対象外となるもの】

- ・昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置するための工事。

- ・取付け工事を伴わないスロープ、浴室内すのこ、踏み台等を設置するもの（福祉用具）。
- ・浴室床から浴槽底までの段差が、工事前より大きく（深く）なるもの。
- ・浴室床の段差解消（ユニットバス化等）に伴う壁・天井・電気・機材設備工事や給排水工事のうち段差解消以外のもの（既存の配管の変更や住宅外部配管までのつなぎ込み等）

【中津市の審査基準】

傾斜路の幅は、原則1 mまでとする。ただし、車椅子で方向転換を行う場所、利用者の状況により1 mを超える幅が必要な場所、屋外であり転倒の危険がある場所等は、別途考慮する。傾斜路の勾配は1/12以下が望ましいが、1/8を超える場合はやむを得ない理由を明記すること。

出入口（玄関や勝手口等）・トイレで段差解消工事を行う場合、原則としていずれか一箇所のみを対象とする。二箇所以上で段差解消工事を行う必要がある場合は、それぞれの用途を理由書に明記すること（外出の際に玄関を、ゴミ出し・洗濯物干しの際に勝手口を利用する等）。

（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

付帯工事として、床材の変更のための下地の補強や根太（ねだ）の補強、または通路面の変更のための路盤整備も対象とする。

【給付対象外となるもの】

- ・転倒時の危険軽減を目的とするクッション性に優れた床材への変更。
- ・老朽化による板材等の張替え

【中津市の審査基準】

通路幅は、原則1 mまでとする。ただし、車椅子で方向転換を行う場所、利用者の状況により1 mを超える幅が必要な場所、屋外であり転倒の危険がある場所等は、別途考慮する。

滑りにくい床材へ変更の場合、材料の防滑性が明確でないときは、根拠資料を提出すること。

（4）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の移設等も含む。

付帯工事として、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象とする。

【給付対象外となるもの】

- ・引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、動力部分の費用相当額。
- ・引き戸等の新設（扉の取替えと比較して費用が低廉に抑えられる場合は別途考慮する）。
- ・間口の拡大（利用者の心身の状況等に基づいた理由により扉の使用に支障がない場合）。
- ・壁のみの撤去や雨戸の取替え。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合、既存の便器の位置や向きを変更する場合が想定される。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えも含まれる。

身体状況に合わせた高さにするため、洋式便器から洋式便器へ変更する場合も対象となるが、その場合は現在の高さが適当でなく、福祉用具購入で対応できない理由を理由書に明記すること。

付帯工事として、便器の取替えに伴う給排水工事（既に水洗または簡易水洗の場合に既存の配管へつなぐ工事等）、便器の取替えに伴うトイレ床及び壁の工事も対象とする。

【給付対象外となるもの】

- ・腰掛式便器等の福祉用具購入により既に洋式になっているもの（特別な理由がない場合）
- ・既に洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能等を付加するもの。
- ・同一住宅で二箇所以上の便器取替え工事
- ・非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合、水洗化または簡易水洗化のための給排水工事一式（浄化槽設置または下水道への接続等を含む）。
- ・既存の配管の変更や住宅外部配管までのつなぎ込み等の給排水工事。
- ・手洗い、トイレトーパーホルダー、電気配線、便器以外の機器取付け、天井工事。

【中津市の審査基準】

和式便器から洋式便器に変更する際に、排泄動作の円滑化や動線の確保を目的として、男性用小便器や手洗い器、間仕切り壁を撤去することは、付帯工事として認められる。ただし、前記の付帯工事に伴う壁補修（付帯工事）等については対象としない。

また、壁の場所を変更する等により特別にトイレの床面積自体を広げる工事は、車椅子の利用等の理由がある場合に限る。トイレの場所自体が変わる場合も、特別な理由がある場合に限る。

(6) その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

上記（1）～（5）において、付帯工事として記載したもの。

【給付対象外となるもの】

- ・付帯工事だけ行う工事

3. 住宅改修費の支給

改修費用のうち、支給限度額（※）を上限として、改修費用の1割～3割（1円未満切り上げ）にあたる利用者負担分を除いた金額が支給される。支給限度額を超える金額は、全て利用者が負担する。

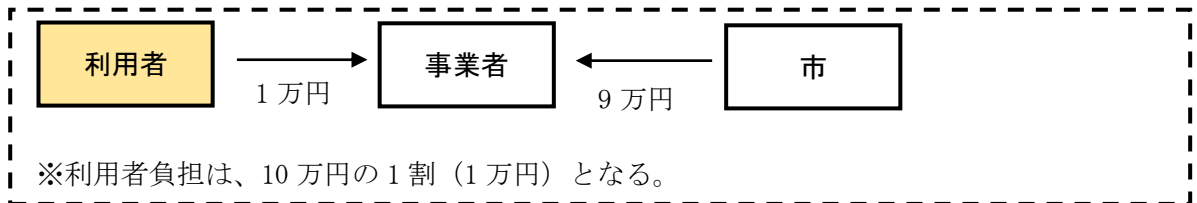
※支給限度額＝支給限度基準額（20万円）－以前に支給対象となった住宅改修費用

3-1. 支払方法

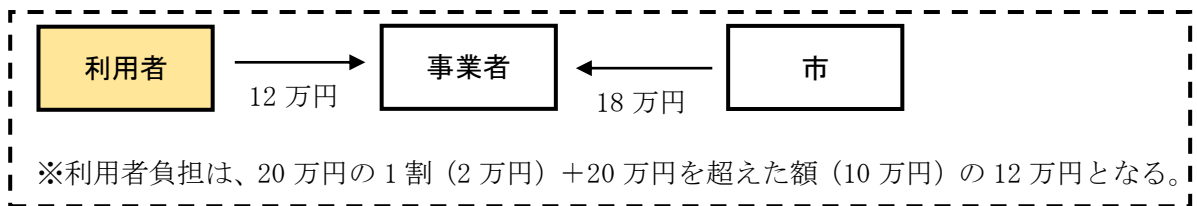
(1) 受領委任払い

利用者は「市に登録している事業者（受領委任払事業者）」に利用者負担分の金額を支払い、残りの金額は市から事業者を支払う方法。

【例：利用者（負担割合1割、支給限度額20万円）が10万円の工事を行った場合】



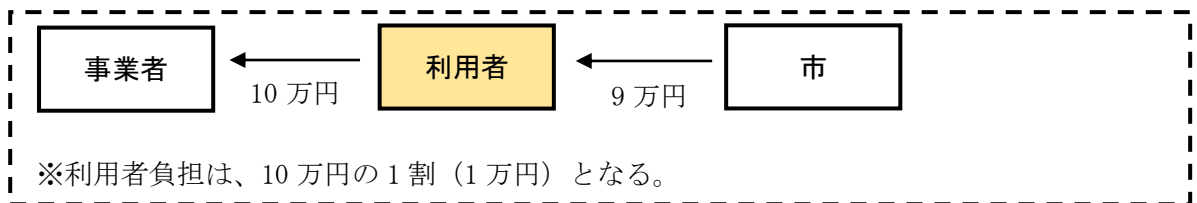
【例：利用者（負担割合1割、支給限度額20万円）が30万円の工事を行った場合】



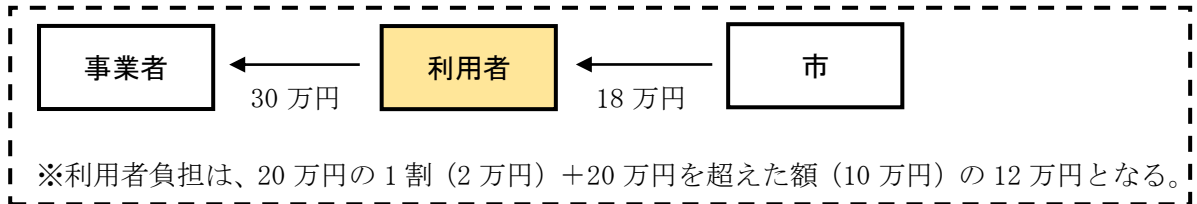
(2) 償還払い

利用者が事業者に全額を支払い、市から利用者に利用者負担分を除いた金額を支払う方法。事業者の市への登録は不要で、受領委任払事業者でも償還払いは可能。

【例：利用者（負担割合1割、支給限度額20万円）が10万円の工事を行った場合】



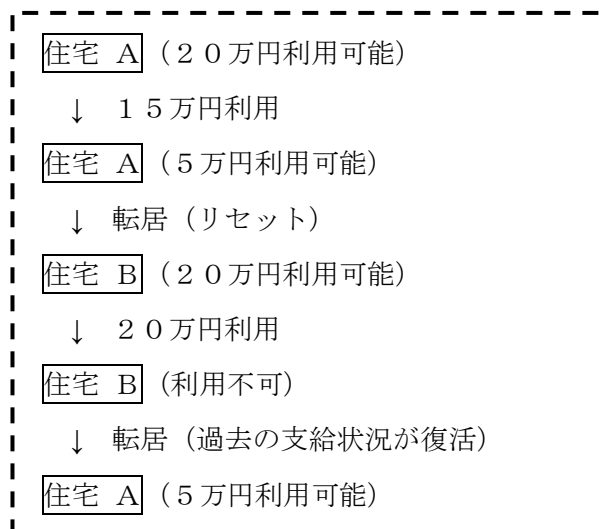
【例：利用者（負担割合1割、支給限度額20万円）が30万円の工事を行った場合】



3-2. 支給限度額の例外（リセット）

(1) 転居リセット

転居した場合は、支給限度基準額から「以前に支給対象となった住宅改修費用」を控除しないため、転居後の住宅の支給限度額は再び 20 万円となる。ただし、以前に住宅改修をした住宅に再び転居した場合は、20 万円から「以前に支給対象となった住宅改修費用」が控除される。



(2) 介護度重度化リセット

最初に住宅改修を行った日（着工日）から、要介護度状態区分が3段階以上に上がった場合、支給限度額は再び 20 万円となる。※介護度重度化リセットは1回しか適用されない。

初回の住宅改修時点の区分	リセットの対象となる区分
第1段階（要支援1、経過的要介護）	第4～6段階（要介護3～5）
第2段階（要支援2、要介護1）	第5～6段階（要介護4～5）
第3段階（要介護2）	第6段階（要介護5）
第4段階（要介護3）	適用なし
第5段階（要介護4）	適用なし
第6段階（要介護5）	適用なし

3-3. 利用者本人や家族等が工事を行う場合

利用者本人や家族等が自ら工事を行う場合は、工賃等を除いた材料費のみが対象となる。

3-4. 新築住宅で住宅改修を行う場合

住宅の新築時に設置する手すり等は住宅改修とは認められない。ただし、新築住宅の竣工日以降に利用者の必要性に応じた手すりの設置等を行う場合は、住宅改修の対象となる。

3-5. 利用者が工事完了前に死亡した場合

利用者が工事完了前に死亡した場合は、死亡時に完了している部分までの改修費用が対象となる。

4. 住宅改修の申請

4-1. 事前申請

(1) 事前申請書（中津市指定様式）

- ・書き損じ等で訂正が必要は二重線で訂正し、訂正印を押印すること。修正ペンや砂消しゴム等での訂正は認めない。訂正印は本人署名欄が本人の印、それ以外は事業所印でも可能。

※上記は事後申請書でも共通とする。

(2) 住宅改修が必要な理由書（中津市様式）

- ・基本的にはケアマネジャー等のケアプラン作成担当者が作成するが、中津市が認める者（福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者等）も理由書を作成することができる。

※ケアプラン作成担当者がいるにも関わらず、その他の者が作成する場合は、ケアプラン作成担当者と十分に連絡調整を行うこと。

- ・福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が理由書を作成する場合は、資格証の写しを添付すること。
- ・理由書1枚目の「福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定」には、住宅改修で取付けるスロープや手すりは含めない。
- ・理由書2枚目の「改善動作」及び「改修項目」は申請書と一致すること。

(3) 見積書（任意様式）

- ・宛名に利用者本人の氏名（住宅所有者ではない）を記載すること。
- ・対象住宅の住所（利用者本人の住民票と一致）を記載すること。
- ・見積書を発行した日付を記載すること。
- ・事業者印（個人事業者の場合は代表者印等）を押印すること。
- ・住宅改修の種類ごとに、材料費と施工費を分けて記載すること。
- ・項目ごとに番号を振り、取り付け部品の種類や個数がわかるように記載すること。
- ・支給対象外の工事も併せて行う場合、支給対象の費用を分けて記載すること。
- ・「諸経費」は工事総額（消費税加算前の諸経費を除く支給対象額）が5万円以上の場合には10%まで、工事総額が5万円未満の場合は5千円までを給付対象とする。
※「諸経費」とは消耗品費・機材運搬借用費・廃材処理費等のことであり、写真・作図・書類作成の事務用品等にかかる経費は、給付の対象外であるため諸経費に含まないこと。
- ・「値引き」は消費税計算前に行うこと。
- ・「消費税」は小数点以下を切り捨てること。

(4) 平面図（任意様式）

- ・改修しない部屋を含む、全体の平面図を作図すること。
階段や2階の改修を行う場合には2階の平面図も作図すること。
- ・改修箇所を図示し、見積書と対応した番号を記載すること。

(5) 断面図（任意様式） ◆段差の解消に限る

- ・段差解消箇所の施工前・施工後の断面図に段差の長さ等を記載すること。

(6) 床材の防滑性が明示されているパンフレット等 ◆滑り防止のための床材変更に限る

(7) 施工前の写真（任意様式）

- ・段差解消を行う場合、高さが分かるように段差にメジャーを当てた写真を撮ること。
- ・撮影日の日付入りのものとする。 (カメラのデート機能や日付入り黒板等)
- ・撮影箇所が分かるように見積書・平面図と対応した番号を記載すること。

(8) 改修承諾書（中津市様式） ◆住宅所有者が利用者本人または配偶者でない場合に限る

- ・県営・市営住宅の場合は、県・市の住宅担当課から許可を受け、「増築・模様替承認書」の写しを添付すること。

(9) その他の注意事項

- ・承認を受けた後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市担当者に連絡し相談すること。
軽微な変更と認められる場合は、事後申請時に追加書類を提出すること。
軽微な変更と認められない場合は、改めて事前申請を行い、承認を受けること。
無断で改修内容を変更した場合は、住宅改修費は支給されない。
- ・入院または施設に入所している場合、事前申請及び審査を受けたうえで住宅改修工事することを認めるが、事後申請は退院または退所し、在宅復帰した後に行うこと。ただし、退院または退所ができなかった場合は、住宅改修費は支給されない。
- ・必要に応じて別途資料を求めることがある。

4-2. 事後申請（支給申請）

(1) 事後申請書（中津市指定様式）

- ・「改修費用」には事前申請の見積額を、「申請額」には事前審査通知書に記載されている支給予定額（市から支給される金額）を記載すること。「申請額」は支給対象額ではないので要注意。
「改修費用」及び「申請額」の書き方がわからないときは、空白で提出しても良い。
- ・「着工日」と「完了日」を記載すること。

(2) 施工後の写真（任意様式）

- ・事前申請で提出した写真と、比較できるように撮影すること。
- ・段差の解消を行った場合、施工後の段差が分かるようメジャーを当てた写真を添付すること。
また、スロープや踏み台等を設置した際に、アンカーボルト等で固定されていることがわかる写真も添付すること。

(3) 領収書（任意様式）

- ・利用者本人の氏名（住宅所有者ではない）を記入すること。
- ・額面は利用者が実際に事業者を支払った金額とすること。受領委任払いの場合は改修費用から支給額を差し引いた金額、償還払いの場合は改修費用全額となる。
- ・写しを提出する場合、受付時に原本と相違が無いか確認するため、原本を持参すること。
- ・高額の場合は、金額に応じた収入印紙が貼付されていること。

(4) 委任状（中津市様式） ◆償還払いかつ口座名義が利用者と異なる場合に限る

(5) その他

- ・軽微な変更が生じた場合は、変更理由書（任意様式）、変更後の金額の請求明細書等を作成し、提出すること。
- ・工事完了後に利用者が死亡した場合は、相続人代表者（家族等）が記入した住宅改修念書（中津市指定様式）を提出することで、市が相続人代表者の口座に振り込む。
- ・生活保護受給者の申請を行う場合は、申請書類一式の写しを生活保護担当係に提出すること。
- ・必要に応じて別途資料を求めることがある。